

新規規制に関する事前評価書

＜容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律＞

規制の名称	容器包装多量利用事業者に、事業活動に伴う容器包装廃棄物の排出抑制のために必要な措置の実施状況に係る報告の義務付けの導入		
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	電話番号： 03-5501-3153	e-mail: yourihou@env.go.jp
評価実施日	平成18年6月9日		
政策目的	容器包装多量利用事業者の容器包装の使用状況を的確に把握することで、容器包装の使用の合理化が著しく不十分であるときは、勧告を行うことができる状況を確保しておくことにより、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。		
規制の内容	容器包装多量利用事業者に、毎年度、容器包装を用いた量及び容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況に関し、主務大臣への報告を義務付ける。		
	根拠条文等：	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の6	
規制の必要性	事業者による自主的な取組は進みつつあるが、個々の事業者ごとの取組の進捗に差があるため、容器包装の使用量の削減、リターナブル容器の利用等に関して、事業者全体の取組の底上げを図るための方策が必要である。		
期待される効果	容器包装多量利用事業者の容器包装の使用状況を的確に把握し、容器包装の使用の合理化が著しく不十分であるときは、勧告を行うことができる状況を確保しておくことにより、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出抑制を促進する。		
想定される負担	容器包装多量利用事業者は、容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための取組の実施状況を把握し、主務大臣に報告する必要が生ずる。報告徴収に係る行政コストが生じる。		
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、行政が必要に応じ報告徴収、立入検査を行うことにより、実施状況を把握することが考えられるが、この場合一律に行政が実施状況を把握することは困難であり、行政の指導等の措置に偏りが生ずる。また、各事業者が、自らの取組の進捗状況を把握する機会が失われる。したがって、当該規制は代替手段に比べ効率的かつ効果的なものであると考えられる。		
備考	中央環境審議会廃棄物リサイクル部会意見具申(平成18年2月)において「容器包装の利用量等の観点から対策を特に講ずることが必要だと考えられる特定事業者に対して、発生抑制等の取組の実施状況に関する報告を求めるとともに…」となっている。		
レビュー時期	平成25年3月末までに行う。		